

消費者物価指数平成17年基準改定の概要

1 改定の趣旨

消費者物価指数は、消費構造を基準年のものに固定し、これに要する費用が基準年に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表しているが、消費構造は新たな財・サービスの出現や嗜好の変化等によって変化するため、基準年を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなる。そのため、基準年を一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数に採用する品目とそのウエイトなどを定期的に見直している。基準改定は昭和30年以降、他の経済指標と同様に、5年に1度、西暦年の末尾が0及び5の年に行っている⁶。

また、消費者物価指数は、我が国の重要な経済指標の一つであることから、より一層の精度向上が常に要請されているところであり、今回の改定は、特に情報化の進展等による新たな財・サービスの出現及び普及、規制改革に伴う価格の多様化など、物価を取り巻く経済情勢が大きく変化している中で行うものであることにかんがみ、これらの経済情勢の変化や要請をできる限りの確に指数に反映させるため、基準時及びウエイトの改定、品目の追加及び整理統合を行うほか、指数の精度向上等の観点から所要の改正を行った。

2 主な改定内容

(1) 指数の基準時及びウエイトの参照年次の改定

指数の基準時及びウエイトの参照年次を、それぞれ平成12年から平成17年に改めた。

(2) 品目の追加及び整理統合

指数計算に採用する品目は、近年の情報化の進展、規制改革、経済のサービス化等に伴う消費構造の変化をよりの確に反映させるため、家計消費支出上で重要度が高まった品目など34品目を追加し、重要度が低くなった品目など48品目を整理統合した。

この結果、平成17年基準指数に用いる品目数は、584品目となった。

< 追加品目の選定基準 >

新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化等消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目

中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目

円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

< 整理統合品目の選定基準 >

消費構造の変化等に伴い、代表性が失われてきている品目

⁶ 昭和56年3月20日統計審議会の答申では、消費者物価指数やその他各種の経済指数について「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする」とされている。また、当時の統計審議会の議事録には、次のような記述がある。「何らかの政策上の含意により簡単に基準時をずらせることがないように、つまり恣意的に基準時を改定してはならない。」「産業連関表が5年ごとに作成され、これを基に作成される指数が多いこともあって、5年に1度の改定は適切である。」

他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得るとみられる品目

追加品目及び整理統合品目は別表のとおりである。

なお、基準改定の後に、急速に普及し消費支出に対し一定のウエイトを占めるに至った新たな財・サービスについては、これらの価格変動を迅速に指数に取り込むため、次の基準改定（平成22年）を待たずに品目の見直しを行うこととする。〔中間年における見直し〕

(3) ウエイトの改定

平成17年基準の消費者物価指数の計算に用いるウエイトは、家計調査（農林漁家世帯を含む二人以上の世帯）の平成17年平均1か月1世帯当たりの品目別消費支出金額により作成した。ただし、生鮮食品は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、これらについては平成17年の品目別消費支出金額のほか、16年及び17年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウエイトを作成した。

こづかい、つきあい費等については、平成16年全消における「個人消費支出」の結果を用いて当該品目に配分した。また、持家の帰属家賃のウエイトは、平成16年全消の「持家の帰属家賃」を用いて作成した。

(4) モデル式による指数作成方法の改定

航空運賃や電気代、移動電話通信用料などの一部の品目については、料金体系が多様で価格も一様でないため、これらの価格変動を的確に指数に反映させることを目的として、小売物価統計調査による価格のほか業務統計などの資料を用いた所定のモデル式により月々の指数を算出している。

これらのモデル式については、規制改革により料金制度や価格体系が一層多様化する中で、価格変化の実態をより正確に指数に反映させる必要があることから、モデル式に用いるウエイトや係数を改定するほか所要の改正を行った。

また、平成17年基準追加品目のうち、サプリメントについては、通信販売での利用が多いことから、小売物価統計調査による店頭販売価格とホームページ等で確認する通信販売価格を合成した指数を作成することとした。このほか、傷害保険料などもモデル式により指数を作成することとし、この結果、平成17年基準においてモデル式を用いる品目数は、59品目となった。

(5) POS情報による指数作成

技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短い「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」及び「カメラ」の3品目については、検証の結果、従来と同様にPOS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の価格、販売数量及び製品特性等を用いて、ヘドニック法により指数を算出する。

(6) 価格調査の調査区分等の改正

小売物価統計調査は品目の特性によって調査者や調査銘柄を定めて調査しているが、近年、規制改革等により価格が多様化していることなどから、よりの確な価格調査とするため、下記のような改正を行った。

- 調査区分の拡大.....おにぎり（県庁所在市 全市）など
- 調査区分の縮小.....運動靴（大人用）（全市町村 全市）など
- 品目区分の変更.....トレーニングパンツ（主として各市町村の代表的な商業集積地，大型店舗等で購入する品目で，店舗間で価格差がみられる品目調査地区を設けず市町村全域から調査する品目）など
- 調査担当者の変更...バス代（統計局 都道府県）など

(7) 季節品目の指数採用月の変更

季節的な出回りの変化に対応して、一部の季節品目について指数採用月を変更した。

品 目 名	指数採用月	
	平成17年基準	平成12年基準
りんごA	8～10月	1～3月，10～12月
りんごB	1～7月，11～12月	1～6月，11～12月
毛布	1～3月，10～12月	1～4月，9～12月
婦人スーツ（春夏物）	3～8月	5～8月
ワンピース（春夏物）	3～8月	5～8月
ワンピース（秋冬物）	1～2月，9～12月	1～4月，9～10月
スカート（春夏物）	3～8月	4～8月
男子靴下	通年	3～9月
マフラー	1～2月，10～12月	1～2月，9～12月

(8) 作成系列及び分類項目の拡充

家計の消費構造の変化をより迅速に指数に反映させるため、毎年ウエイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数」を、参考指数として年平均指数を昭和50年基準から作成しているが、これの月次指数を毎月作成する。

また、家計調査の単身世帯と二人以上の世帯を合わせた総世帯のウエイトを用いた「総世帯指数」については、参考指数として年平均指数を平成12年基準から作成しているが、これの月次指数を毎月作成する。

さらに、新たな分類項目（別掲項目）として、「情報通信関係費」、「エネルギー」及び「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」を作成するとともに、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」の季節調整済指数を追加する。

3 新・旧指数の接続

指数の時系列比較が可能となるように、新・旧指数の接続を行った。

新・旧指数の接続は、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数

で除することにより行った。接続処理は項目ごとに独立に行い、接続した指数による上位類指数の再計算は行わないこととした。変化率（前月比，前年同月比，前年比及び前年度比）については，接続した指数により再計算せず，各基準において公表した値をそのまま用いることとし，各基準の基準年の1月の前月比，1月から12月の前年同月比，前年比及び前年度比についても，旧基準の指数によって計算したものを採用することとした。

なお，平成12年を基準年とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため，平成12年基準指数は平成18年12月まで作成し，その後は，平成17年基準指数に平成12年基準の平成17年平均指数を乗じて求めた指数「平成12年基準換算指数」全国及び東京都区部，中分類）を平成23年7月まで作成する。

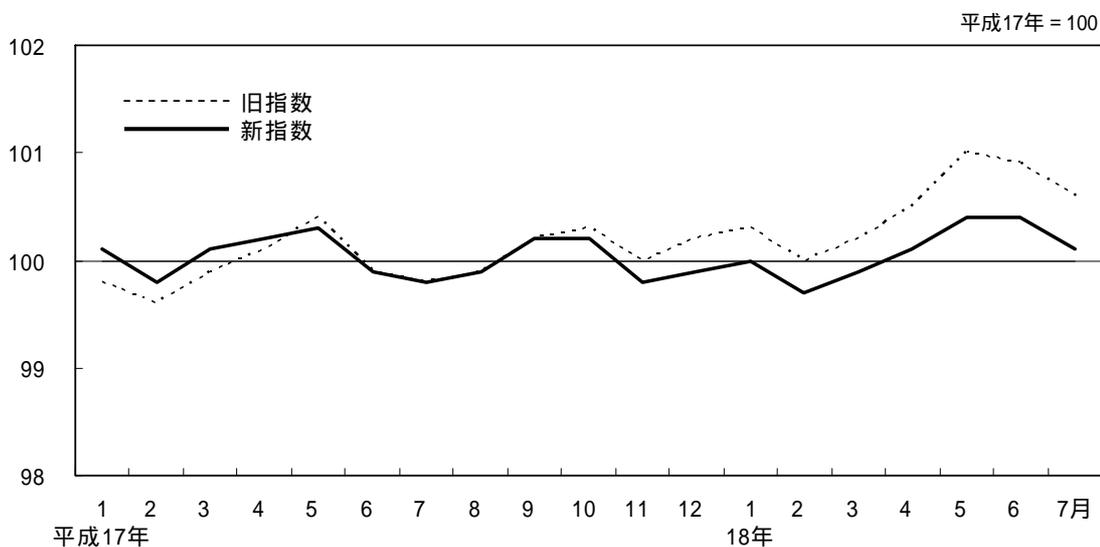
4 新・旧指数の比較

(1) 平成17年1月以降の新・旧指数の比較

平成17年1月から18年7月までの全国の総合指数について，平成17年基準指数（以下「新指数」という。）と平成12年基準指数（以下「旧指数」という。）を比較した結果は，次のとおりである。

なお，比較に際しては，旧指数を平成17年 = 100に換算している。

図 新・旧指数の比較（全国，総合）



新・旧指数の前年同期比の比較（全国，総合，1～6月期）

新指数	旧指数	差（新 - 旧）
0.0	0.5	-0.5

<参考> 10大費目別ウエイト（1万分比）の変化

10大費目	平成17年基準	平成12年基準	差引増減 (17年 - 12年)
総合	10000	10000	
食料	2586	2730	-144
住居	2039	2003	36
光熱・水道	676	651	25
家具・家事用品	344	369	-25
被服及び履物	464	568	-104
保健医療	448	380	68
交通・通信	1392	1313	79
教養	364	398	-34
娯楽	1100	1130	-30
諸雑費	586	456	130
生鮮食品	412	450	-38
石油製品	355	301	54
エネルギー	740	683	57
生鮮食品を除く総合	9588	9550	38
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合	6809	6730	79

(2) パーシェ・チェック

今回の消費者物価指数の基準改定に当たり、平成12年から17年にかけて、総合指数の算出に用いるバスケット(消費構造)の参照年の違いによる総合指数の差を検証するため、バスケットの参照年を12年にしたラスパイレス指数(12年基準指数)と、バスケットの参照年を17年にしたパーシェ指数との差率をみるパーシェ・チェックを行ったところ、下記のとおりとなった。

パーシェ・チェック(全国、持家の帰属家賃を除く総合)

	ラスパイレス 指数(L)	パーシェ 指数(P)	パーシェ・チェック ($\frac{P-L}{L}$)
昭和45年(昭和40年基準)	130.4	126.0	3.4
昭和50年(昭和45年基準)	172.4	171.0	0.8
昭和55年(昭和50年基準)	137.2	134.6	1.9
昭和60年(昭和55年基準)	114.4	113.3	1.0
平成2年(昭和60年基準)	106.2	105.5	0.7
平成7年(平成2年基準)	106.4	106.2	0.2
平成12年(平成7年基準)	101.0	99.9	1.1
平成17年(平成12年基準)	97.3	94.9	2.5

(別表)

平成17年基準指数追加及び整理統合品目一覧

10大費目	中分類	追加品目	整理統合品目
食料	穀類	カレーパン	指定標準米
	肉類		牛肉(肩肉)
	野菜・海藻	ひじき	
	果物		果物缶詰(もも) ¹
	油脂・調味料	中華合わせ調味料	
	調理食品	弁当(すし) 調理パスタ 冷凍調理ハンバーグ	
	飲料		緑茶(番茶) ²
	酒類	チューハイ	清酒A ³ 清酒B ³ ビール(輸入品) ⁴ ウイスキー(輸入品) ⁵ ウイスキーA ⁵ ウイスキーC ⁵
外食	すし(回転ずし) 焼肉 ドーナツ	のり巻き	
住居	設備修繕・維持	システムキッチン 錠	
家具・家事用品	家庭用耐久財		ガス湯沸器 ミシン 電気ごたつ 洋服だんす 座卓
	室内装備品		上敷ござ
	家事雑貨		なべ(輸入品) ⁶
	家事用消耗品	ポリ袋 キッチンペーパー	
被服及び履物	洋服		婦人スーツ(合物) ⁷ 婦人スーツ(ニット) ⁷ ワンピース(冬物) ⁸ スカート(合物) ⁹
	シャツ・セーター類		子供セーター
	下着類		男子シャツ(長袖) ¹⁰ 男子ズボン下
	生地・糸類		婦人服地 背広服地 毛糸
	他の被服		ネクタイ(輸入品) ¹¹ 男子靴下(冬物) ¹² 子供タイツ
	被服関連サービス		仕立代

10大費目	中分類	追加品目	整理統合品目
保健医療	医薬品・健康保持用 摂取品	鼻炎薬 サプリメント	口中剤
交通・通信	自動車等関係費	自動車バッテリー カーナビゲーション	ガソリン(プレミアム) ¹³ 自動車整備費(マフラー交換)
	通信	移動電話機	
教育	授業料等	専門学校授業料	
	補習教育	補習教育(小学校) 補習教育(高校・予備校)	
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	テレビ(薄型) DVDレコーダー	ビデオテープレコーダ ワープロ 電子オルガン
	教養娯楽用品	録画用DVD DVDソフト プリンタ用インク	鉛筆 テニスラケット(輸入品) ¹⁴ ビデオテープ
	教養娯楽サービス	月謝(ダンス) 放送受信料(ケーブル) フィットネスクラブ使用料	月謝(洋裁) マーじゃん遊技料
諸雑費	理美容サービス	温泉・銭湯入浴料 エステティック料金	入浴料(大人) 入浴料(中人) 入浴料(小人)
	理美容用品	ボディーソープ	電気かみそり(輸入品) ¹⁵
	身の回り用品		腕時計(輸入品) ¹⁶
	他の諸雑費	傷害保険料	
計		34	48

1 果物缶詰2品目を1品目に統合

2 緑茶2品目を1品目に統合

3 清酒3品目を1品目に統合

4 ビール2品目を1品目に統合

5 ウイスキー4品目を1品目に統合

6 なべ2品目を1品目に統合

7 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、婦人スーツ4品目を2品目に統合

8 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、ワンピース3品目を2品目に統合

9 シーズンを春夏物と秋冬物に整理し、スカート3品目を2品目に統合

10 男子シャツ2品目を1品目に統合

11 ネクタイ2品目を1品目に統合

12 男子靴下2品目を1品目に統合

13 ガソリン2品目を1品目に統合

14 テニスラケット2品目を1品目に統合

15 電気かみそり2品目を1品目に統合

16 腕時計2品目を1品目に統合

注)輸入品は、平成2年基準及び平成7年基準において、貿易自由化の拡大に伴い輸入品の価格動向把握の重要性が高まってきたため、輸入寡占的品目、価格体系が比較的独立な品目などについて追加してきたところであるが、社会・経済情勢も変化したことを受け、国産品と価格の動きが大きく異なるものなどを除き、国産品と整理統合することとした。また、衣料品などの季節品目については、出回りの変化に対応し、シーズンを3区分から2区分に見直し、整理統合することとした。